

[注01] (1) 山本順一・船橋市立図書館蔵書廃棄事件最高裁判決の検討(特集図書館の自由-船橋事件判決から見えるもの)、『みんなの図書館』no.340(教育史料出版会、2006.2) p2-29
 (2) 山家篤夫・船橋市西図書館蔵書廃棄事件の最高裁判決、『図書館雑誌』v.99 no.12(日本図書館協会、2005.12) p838-839
 (3) 前田稔・思想の自由と「公的な場」の「公正」:船橋市西図書館蔵書廃棄事件判決の評価、『図書館界』v.58 no.3(日本図書

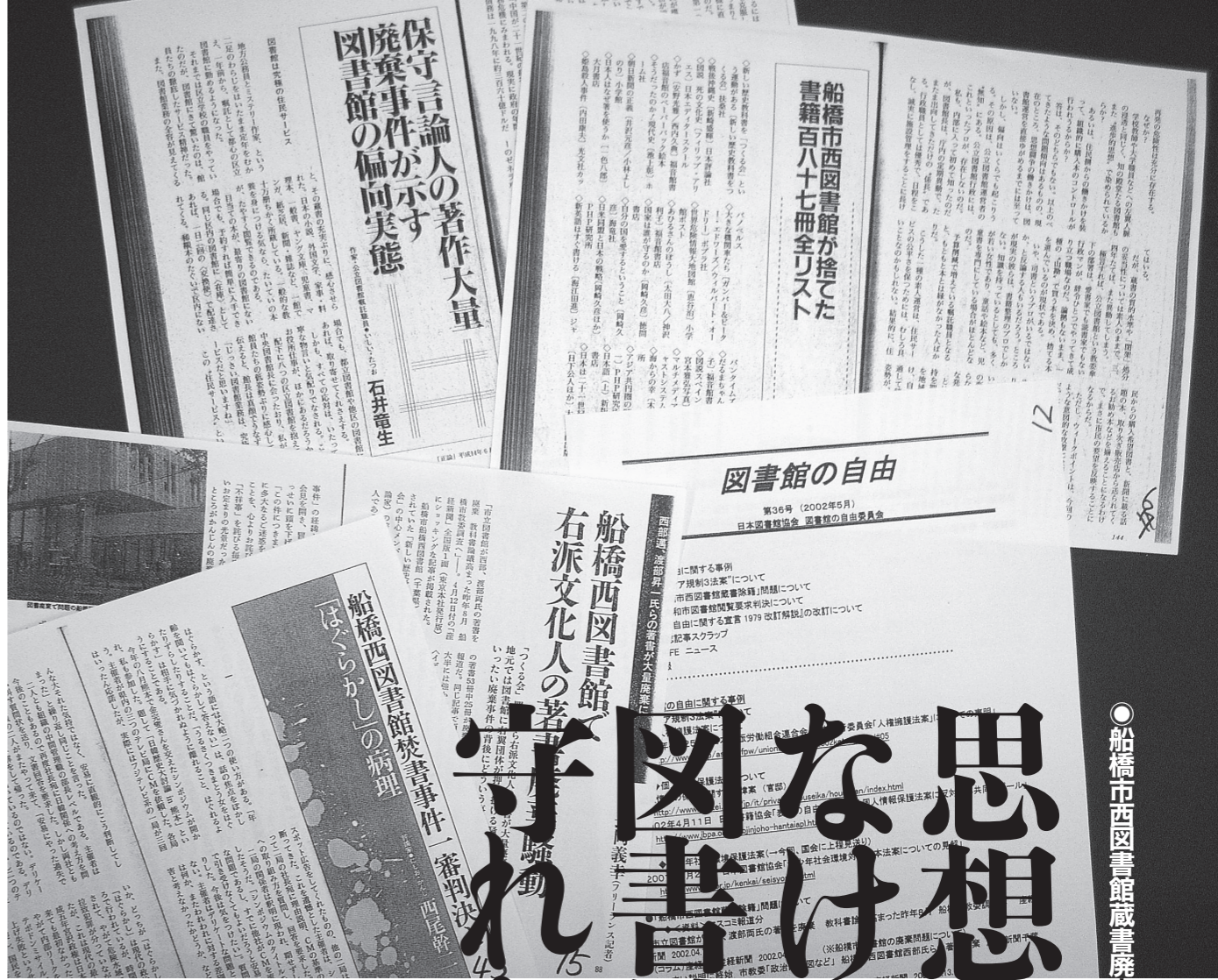
館研究会、2006.9) p154-163
 (4) 西尾幹二・船橋西図書館焚書事件一審判決と「はぐらかし」の病理、『正論』(扶桑社、2004.1) p292-303など、その他多数あり。また、『判例タイムズ』、『判例時報』などに判例紹介や判例批評が掲載されている。

この春、本誌編集委員から、本誌11号の特集「船橋西図書館の蔵書廃棄事件を考える」にたいして、刊行後、何人かの方々から批判をうけているので、さきに『図書館の自由』の真価が問われる——船橋市立西図書館蔵書廃棄事件にもう「三角度」No.16)を書いている筆者に、本誌への批判も含めて、もうすこし詳しく書いてもらえないかという依頼があった。とくに「公立図書館における自主規制」について展開してほしいというものだった。

船橋市立西図書館蔵書廃棄事件(以下船橋市立図書館事件とする)および図書館裁判の全体の紹介記事や判例の解釈は、これまですでに多くの論者によってさまざまなかたちで書かれたり発表されたりしている[注01]。本誌11号でも特集を組んでいるし、いままさ、論じうるものかどうか判断に迷ったが、引き受けることにした。したがって、本稿の骨子は、全体的にはさきの筆者の論考にもとづくものであるが、構成と内容については、かなり大幅な加筆修正をおこなっている。前半は船橋市立図書館事件と事実経過、後半を図書館裁判と公立

二〇〇二年四月に発覚した、千葉県船橋市西図書館の蔵書大量廃棄事件。その後、廃棄された図書館の著者たちが、船橋市と当事者の司書を相手におこした図書館裁判。この事件と裁判が図書館に何を投げかけたのか。本誌11号でも本誌編集委員の座談会を掲載したところ、歯切れが悪い、期待はずれだと、少なからず批判が寄せられた。そこで本誌記事への批判も含め、事件と裁判を振り返り、図書館にとってはいったい何が問題だったのかをあらためてきちんと問いかけたい。そんな思いで、馬場俊明氏に総括を寄せてもらった。

図書館の思想について考察する。
 1. 船橋市立図書館事件と事実経過
 1 船橋市立図書館事件の概要
 まず、事件の概要と事実経過について、雑誌・新聞記事を中心に再確認しておきたい。事件が明るみにでたのは、2002年4月12日付『産経新聞』(朝刊)の「千葉の図書館西部氏らの蔵書廃棄」の見出しのもとに書かれたスクープ記事だった。同記事によれば、「新しい歴史教科書をつくる会」(以下「つ



思想の寛容がなければ図書館の自由は守れない

○船橋市西図書館蔵書廃棄事件と図書館裁判を総括する

馬場俊明

甲南大学文学部教授(図書館学)
 ほか、
 『2010年東京都生まれ』
 『主権者』
 『図書館資料論』新訂版(日本図書館協会)
 『たかが京都されど愛』
 『千葉県出版サービスセンター』出版、エイト工房・発売
 『自由』と『図書館活動』(書評)

[注02] 当時の資料除籍基準の除籍対象資料、以下のとおりである。
[注ア] 図書点検の結果、所在が不明となったもので、3年経過してもなお不明なもの。
イ) 貸出資料のうち督促等の努力にもかかわらず、3年以上回収不能のもの。ウ) 利用者が汚損・破損・紛失した資料で弁償の対象となったもの。エ) 不可抗力の災害・事故により失われたもの。オ) 汚損・破損が著しく、補修が不可能なもの。カ) 内容が古くなり、資料的価値のなくなったもの。キ) 利用が低下し、今後も利用される見込みが

なく、資料的価値のなくなったもの。ク) 新版・改訂版の出版により、代替が必要なもの。ケ) 雑誌は、図書館の定めた保存年限を経過したもの。
[注03] 石井竜生の「保守言論人の著作大量廃棄事件が示す図書館の偏向実態」と捨てた書籍187冊のリストは、『正論』(扶桑社、2002.6)p137-149を参照。それとはべつに、廃棄された著者別の著書の所蔵数と除籍数もわかっているの、参考のために紹介しておく。所蔵数と(除籍数)／西部邁 45(44)、渡部昇一 79(37)、西尾幹二24(12)、福

田和也 38(13)、高橋史朗 3(1)、福田恒存 24(1)、小室直樹 26(11)、長谷川慶太郎 56(14)、岡崎久彦 19(5)、坂本多加雄 8(2)、日下公人 34(11)、谷沢永一 102(17)、つくる会 3(1)、藤岡信勝 4(3)、井沢元彦 54(4)、合計 519冊(170)
[注04] 船橋市ホームページ平成14年度臨時記者発表『ず・ぼん』11号(ポット出版、2005.11)p.97



くる会」という)の会員が加わった扶桑社の教科書採択をめぐる論議が高まっていた2001年8月ごろ、船橋市西図書館が「教科書の執筆者で評論家の西部邁氏らの著書を大量に廃棄処分していたことが十一日、分かった」という。なぜ、わかつたかについては書かれていない。木村洋一館長は「政治的、思想的意図はなかった」と説明し、船橋市教育委員会が「故意とみられても仕方がない」とし

て調査にのりだす方針だと報じた。また、著書を廃棄された西部邁の「図書館の大半には強かれ弱かれ左翼人士がいる」「言論といえども、イデオロギー闘争からいわゆる焚書抗雷が起ころのは歴史の常だ」という談話も併せて載せている。翌13日の同紙には、西尾幹二や福田和也の著作も大量に廃棄されていたとし、その内訳の数字をあきらかにしている。さらに、「図書廃棄基準」[注02]にも触れて、「廃棄処分を担当した司書への事情聴取では、『本が汚れていった』『利用が低かった』などと説明し、政治的、思想的な意図は否定した」と書いている。以後、『産経新聞』は、連日報道するが、他

紙の報道はそれほど目立っていない。作家・公立図書館嘱託職員の内田和也が「保守言論人の著作大量廃棄事件が示す図書館の偏向実態」と題して『正論』(2002年6月号)に告発記事を書いたのは、それからしばらくしてからである。かれは、「二介の公務員が、その地位を利用して、自己の価値観に敵対すると思料する著書を、一気かつ大量に廃棄したなど、かつてあったらうか」とし、司書の行為をきびしく咎め立てた。編者不詳だが、「船橋市西図書館が捨てた書籍百八十七冊全リスト」も付いている[注03・資料10]。

一方、船橋市は、スクープ記事直後の4月12日に事実関係、5月10日に事件の概要説明の記者発表をおこなった。2回目の記者発表の要旨は以下のとおりである[注04・資料11]。

平成13年8月に除籍された541冊(内訳一般図書170冊、児童図書17冊、雑誌354冊)の除籍理由については、職員からの事

情聴取の中で判断しましたが、一般図書170冊のうち63冊、児童図書17冊、雑誌354冊は、船橋市図書館資料除籍基準に基づき除籍したものであります。しかし、一般図書107冊については、利用が低下しているものや、受入れ年月日の古いものなどがありましたが、除籍理由を明確にすることは出来ませんでした。そのうえで、職員からの数回にわたる事情聴取の結果、司書職員1人が除籍基準にもとづかない蔵書107冊を除籍したことを認めているとして、つぎのように説明する。特定の著者の図書を一時期に大量に除籍した理由として、本人は利用者から「新しい歴史教科書をつくる会」について問い合わせがあり、それを調べる目的で関係図書を集めたが、なぜ除籍してしまったかということについては、自分でも説明がつかないということ

でした。(略)調査の中で、本人も思想的背景で除籍したことは否定しており、また教育委員会としても組織的に行われたものでないと判断いたしました。したが、今回このような結果になってしまったことについては、意図的と思われるも仕方がなく、市民の信頼を著しく損なうものであり、今後、このようなことが二度と起こらないよう、各館長に再発防止のための改善策について指示した……

そのほか、除籍された図書は、利用に供するため購入し、関係者の処分については、教育委員会に諮り決定するというのが記者発表の要旨であった。発表から2週間後、藤代孝七市長が「信頼を損ねて遺憾」と陳謝し、5月29日には、市教育委員会が廃棄処分を行った土橋司書を減給10分の1(6か月)の懲戒処分している。これで蔵書廃棄事件の全貌がおよそみえてきたことになるが、それで終ることはなかった。

同年8月13日、「つくる会」と作家、井沢元彦等8人(うち1人は死亡)が原告団となり、「表現の自由などの権利を侵害された」などとして、船橋市と土橋司書を相手に計2700万円の損害賠償をもとめて東京地方裁判所に提訴する。ここから、この船橋市立図書館事件は、日本の公立図書館史上にとつて、きわめて画期的かつ重要な図書館裁判となっていくのである。

2 船橋市立図書館事件と図書館界の見解

いうまでもなく、この事件は、日本図書館協会が1954年採択1979年改訂した「図書館の自由に関する宣言」(以下「自由宣言」)「資料1」の理念を踏みにじるものであるだけに、「図書館の自由に関する調査委員会」(現「図書館の自由調査委員会」、以下自由委員会とする)が、どのような見解をだすのか、元自由委員会のひとりであった筆者としては、少なからず関心があった。

自由委員会関東地区小委員会（委員長山家篤夫）は、5月14日に西図書館長からうけた説明と資料にもとづいて、「船橋市西図書館の蔵書廃棄問題について」中間報告をおこなっている。その一部を引用する「注05」。

3 除籍作業の流れ

通常は、職員14名中8名（内、司書有資格者3名）が主題を分担し、紛失、長期延滞、汚破損など以外の内容判断を要するものについては、貸出回数、出版年を画面で確認して選定し、除籍担当職員が点検後、各館の書庫に移すか除籍処理を行う。翌月、リスト出力して館長が決済する。

昨年8月の107冊は、除籍担当職員が選定し、除籍処理した。

4 除籍担当職員の説明

「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書が入っているかという問い合わせがあり、調べてみようと思ひ、本を集めた。もう1人の自分が出た。思想的観点はな

でなければ、適切な見解を公表することはできないが、図書館資料としての図書廃棄にあたって、図書館としてどのように考えるべきか社会的に問われている」ので、一般的見解を明らかにしたとする。

見解は、1. 公共図書館における図書の廃棄について、2. 自治体における図書館行政の役割、3. 今回の廃棄処理の問題点、4. 図書館の自由とは何か――いわゆる「良書主義」との決別を――の4つの部分から成り立っているが、以後の論点をわかりやすくするため、「廃棄処理の問題点」の指摘箇所から抜粋する。

（1）廃棄基準に適合しない資料が多数あったことは、事実である。たとえば、ミスであるにしても、図書館資料の廃棄は慎重に行わなければならないことであり、それ自体、責任を問われる問題である。

（3）仮に、政治的・思想的な意図がなかったにせよ、実際に廃棄対象になった図書の内訳を見ると特定

い。

この報告をうけて、日本図書館協会は、船橋市西図書館が「自由宣言の思想を踏みにじり、図書館に対する社会の信頼を傷つけたこと」について、協会が「みずからの問題として引き受けて謝罪し説明する責任があると判断し」、見解を公表した「注06」。

見解（2002年6月5日）

は、事実経過と「戦前・戦中における公権力の思想統制強化の中で、自主規制を進め、思想善導の役割を担っていった歴史」をふりかえり、図書館界と社会にたいして、「自由宣言」の一層の普及に力を尽くすことを表明している。

私たちは、自由宣言第1「資料収集の自由」の第2項において「多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する」として、社会で問題として取り上げられることがらこそ、図書館が資料・情報を収集して国民の関心に応えることの重要性を確認しています。そして自由宣言第

の著者が多く、かつ、廃棄基準に沿っていないものがあり、極めて不見識な行為と言わざるを得ない。

（4）当該の司書が実際どの程度、関与していたのか、今後の調査を待たなければならぬ部分があるが、司書の資格を有している職員が、このように問題のある廃棄にかかわっていたとすると、その責任は大変重いと云わざるを得ない。関与したとされる司書は、専門家としての説明を公式に行う責務がある。

この後、図問研は、第49回全国大会（2002年7月）において、「図書館員の倫理綱領」を引いて、「私たちは、図書館と図書館員に対する信頼を失墜させた、船橋市図書館と当該職員が責任を自覚することを求めます」とし、この問題を図書館員が「自らの問題として受け止め、図書館の自由と図書館員の倫理を踏まえた図書館サービスを実践することで信頼の回復に努め、国民の知る自由を支え」ていく決意表明をしている「注

2「資料提供の自由」において、「図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない」として、寛容と多様性の原理に基づく図書館は、排除の論理とは無縁であることを表明しています。

広く社会の論議を呼び注目を集めた歴史観に関連した資料を提供することは、図書館への社会の期待に込めるものであり、図書館の責務です。船橋市西図書館が、これらの蔵書を廃棄したことは、自由宣言の思想に反し、これを踏みにじるものと言わざるをえません。

これよりさらに、図書館問題研究会（以下図問研という）常任委員会による見解（5月28日）が発表されている「注07」。そこでは、日本図書館協会の調査でも「廃棄の理由・背景についてはいまだ不明なままである」とし、「事実を解明した上

08」。

以上、東京地裁提訴までに目についた見解や声明だが、図書館員の独断と偏見による蔵書廃棄事件の重大性からすれば、いますこし、関連諸団体からの遺憾の表明と事件の究明があってもよかつたのではないか。

地裁提訴後、自由委員会は、「船橋市西図書館の蔵書廃棄問題に関する調査報告」を『図書館雑誌』（2002年10月号）に発表している。報告書は、1 蔵書廃棄問題の経緯、2 面談調査報告（1）船橋市西図書館長の説明、（2）A職員の説明（6月10日）、（3）船橋市職員労働組合役員の説明（2回）、3 調査のまとめ、となっている「注09」。

このうち、「問題の経緯」と「館長の説明」については、すでに中間報告がおこなわれているが、その後の委員会の調査では、土橋司書が「報道で犯人扱いされている感じがおり、記者に家族が声をかけられたり、市民からの告訴の可能性が言われたりする状況で、市教委の事情聴取が行われた。冷静・的確に

[注05] ニュースレター『図書館の自由』no.36 (2002.5) p2-3 /自由委員会は、5月22日から24日にかけて、日本図書館協合理事会、評議員会、総会で中間報告をおこなっている。

[注06] (見解) 船橋市西図書館の蔵書廃棄問題について『図書館雑誌』v96 no.7 (日本図書館協会、2002) p445-446

[注07] 船橋市西図書館の蔵書廃棄問題について (見解) ニュースレター『図書館の自由』no.37 (2002.7)

[注08] 船橋市西図書館の蔵書廃棄問題

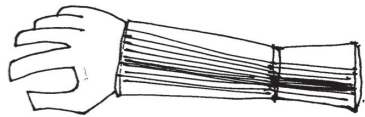
に関するアピール ニュースレター『図書館の自由』no.37 (2002.7)

[注09] 船橋市西図書館の蔵書廃棄問題に関する調査報告『図書館雑誌』v96 no.10 (日本図書館協会、2002)

p764-765

[注10] 図書館大会（第88回）分科会報告／ニュースレター『図書館の自由』no.39（2002.12）p12-13

[注11] 馬場俊明・「自由宣言」と山口県立図書館問題／『「自由宣言」と図書館活動』所収（青弓社、1993）p77-92



対応できないまま自分がやったという文書に署名をした。」と答えている。それを踏まえた「まじめ」に目を止めたい。

（1）A職員が、昨年8月はじめ、「新しい歴史教科書をつくる会」会員らの著作蔵書を研修の一環として集めることを館内奉仕担当職員に提起・指示したことは、市教委とA職員がともに認めている。

（2）集められてくる蔵書107冊について、A職員が8月10日から26日までに逐次除籍を決定・入力したという市教委調査結果に対し、A職員は少なくとも8月15日は除籍作業を行う「気持ちのゆとりがなかった」と話している。一方、除籍作業は短い時間で行えるものである。また、市教委は事情聴取を行い、非常勤職員にA職員が廃棄作業を指示したとしているが、A職員からはこれに反論する事実や職員の証言は提示されなかった。

（3）この除籍・廃棄行為

まうんだよね。」とこぼしている。富山県立近代美術館・図書館事件（1986年）をきっかけに『す・ぼん』を創刊した本誌編集委員ですら、危機感を喪失していたのである。「座談会」に鋭さがなかったのは、なにも最高裁判決前だったからではない。それは、おなじ号で沢辺均が指摘しているように、船橋市立図書館事件を「どこかに（右翼と左翼）」という図式でモノを考えてたところがあった」からにちがいない。忌憚なくいえば、すでに左右のイデオロギー論争が風化し、「つくる会」らの保守思想も破綻しつつあったにもかかわらず、旧態依然たる左翼信仰から抜けだせなかった図書館界は、特定の著者の図書が意図的に除籍、排除されても、何ら痛痒を感じなかったということである。

くわえて、蔵書廃棄にかかわったとされる土橋司書がJBBY（国際児童図書評議会日本支部）理事で、児童作家でもある著名な図書館員であったために、事件の真相に迫る眼と判断を曇らせてしまったといえ

に思想的動機や組織的背景はなかったとすることで、市教委とA職員は一致している。

（4）市教委は、結果として「意図的である」と思われても仕方なく、市民の信頼を著しく損なうもの」として上記処分「減給」を行った。

なお、この10月の全国図書館大会第9分科会（図書館の自由）では、山家篤夫関東地区委員長が基調報告のなかで、「船橋市立図書館事件は、詳細を知りたいという意識は高かった事例だが、除籍の動機等明らかでない事件である」と説明している[注10]。

このように、図書館界の声明、見解等を可能なかぎり客観的に引用したのは、記録すること、同時代としての不透明な「図書館の自由」の内実が、漠然とみえてくるのではないかとおもったからである。

2. 図書館界における危機感

船橋市西図書館の蔵書廃棄の新聞記事を目にしたとき、おそ

る。なにも本誌だけのことではない。そうした逡巡と政治的判断は、日本図書館協会をはじめとする図書館関連諸団体にもまぢがなくなっていた。そうでなければ、さきの声明や見解だけで終わるはずがない。

かつて船橋市西図書館の蔵書廃棄と類似した「図書館の自由」侵害事件があった。1973年の山口県立山口図書館蔵書隠匿事件（以下「山口図書館事件」という）である[注11]。

新築開館もない山口図書館において、知事の視察に慮り、資料整備課長が恣意的に開架書架から「特定の政党や思想、宗教などに偏った書籍を一般に貸出するのは、好ましくないと考えていた」ので、「図書館の中立性を欠いたり、公序良俗に反することをモノサシ」に、蔵書約50冊を抜き取り、段ボール箱に詰めて書庫の奥に隠した事件である。隠匿された蔵書は、家永三郎、小田実、吉本隆明、不破哲三らのいわゆる左翼的立場にある著者の著書が大半であった。

らくだれもが、東条文規が書いていたように、「なぜ、こんなバカなことを、何かの間違いではないか（本誌11号「不可解な事件」という想いにとらわれたにちがいない。すくなくとも、筆者の周りではそういう反応がほとんどであった。事実としたら、歴史的な汚点といわざるをえない」という強い危機感に襲われた。

なぜなら、新自由主義の政治的潮流に呑まれて、日本の公立図書館が方向性を見失い、苦境に立たされてきたときだけに、この事件のもたらず波紋は小さくない。これからの公立図書館の運営に大きな影響を与えるだろうし、深刻に考えれば、戦後の図書館史の転回点になりかねない。

しかし、図書館界が切迫した空気に包まれることはなかった。本誌「座談会」では、なぜ、すぐに本誌が取りあげなかったかという問いに、編集委員のひとり、**「図書館界総体がもう鈍くなってしまっている。もつと言ってしまう。どうでもい**

このときの事件の発端は、同館司書が放置されていたダンボール箱を発見し、友人の牧師の訴えにより、毎日新聞記者が取材し、はじめて明るみにでた（1973年8月28日）。記者等の質問にたいし、館長は「課長個人がやったことだ」「移転後の忙しさにまぎれて忘れていた。単なる作業上のミス」と答えている。隠匿放置されていた蔵書は、直ちに元の位置に配架され、館長以下3名が県教育委員会より「県民の疑惑と不信を招いた」として、行政処分を受けている。

図書館界の動きはどうだったかといえ、まず、事件発生直後に、図問研は、全国大会の3つの分科会で討議を重ねて、「図書館の自由」を守る決議を採択している。全国図書館大会前には、図問研が大学図書館問題研究会と共同で、広く図書館関係諸団体に呼びかけ、大会での決議要望書を作成し、日本図書館協会に提出。同年12月、協会に「図書館の自由」委員会の設置をもとめるなど、両研究会は主導的な役割を果たした。

[注12] 河井弘志・山口図書館問題と図書館界内外の動き—現代図書館思想史の一資料として『図書館と自由をめぐる事例研究その1』(日本図書館協会、1978) p5-13
[注13] 大滝則忠・初期アメリカ図書館員の検閲観／『参考書誌研究』no.17 (1979.2) p2-10
[注14] 前掲注01の(4)西尾幹二・船橋西図書館焚書事件—審判決と「はぐらかし」の病理／『正論』(扶桑社、2004.1) p292-303.
http://www.megaegg.ne.jp/~nitiroku/

kako19.htmlには地裁判決文の全文掲載されている。

一方、日本図書館協会は、河井弘志によれば、「同僚を裁くことにためらいを覚えたため、あるいは山口図書館を裁けば自館において裁かれるリスクをおかすことになる」などから、各方面から「態度不明確を痛罵された」とある[注12]。全国図書館大会では、「現在調査中」と名前を伏せ、討議もないまま、「自由宣言」だけを再確認する歯切れの悪いものだった。しかし、それでも翌年には、図書館の自由に関する調査委員会を設置し、「自由宣言」改訂にむけて動きだしている。

ようするに、船橋市立図書館事件は30年前の山口図書館事件とおなじ、図書館員による資料提供制限であり、典型的な「図書館の自由」侵害事件である。事件の発端から図書館側の公式説明、行政処分に至るまで、隠匿された蔵書と廃棄された蔵書のイデオロギーが違っただけで、その構造的体質はコインの裏表にすぎない。だが、その図書館界の内外の動きと対応には、時代の流れとはいえず、微妙に意識の温度差がみられる。

いずれにしても、船橋市立図書館事件の核心は、「図書館の自由」が侵害されたことにある。「つくる会」の本がどうこうとか、どのような廃棄手続きをしたかなどが重要なことではない。問われているのは、外部の圧力や干渉、誤解にたいし、これまで過敏に反応し、執拗なまでに抗議等をくりかえしてきた専門職の内側から侵害事件が起きた客観的事実である。専門職としての土橋司書の思想、信条の立脚点がどこにあるか知らないが、はっきりしているのは、同司書が権威主義的な図書館員であったということだけはまちがいないだろう。

初期アメリカ図書館員の検閲観の代表例として、しばしば引用されるA・E・ポストウィックの「検閲官としての図書館員」では、公立図書館の教育的機能が増大すれば、なにか好ましくない点があれば、その書籍は書架から積極的に排除しなければならぬ、と述べられているが[注13]、おそらく、JBBY理事で児童作家でもある司書は、夙にこの検閲観に支えられてき

や見解だけでは、十分な説明責任をはたしているとおもえない。また、「知る自由」の保障という本質的な問題をおきざりにし、見解や声明のアリバイづくりに腐心しているようでは、たびかさなる「図書館の自由」の侵害に鈍感になったり、図書館員の自律性への意思の欠如に気がつかずにいることになる。

いったい、われわれは、これまで、なにを学んで、なにを擁護してきたのだろうか。かくして、船橋市立図書館事件は、法廷で争われることになる。

3. 船橋市立図書館事件と図書館裁判

1 東京地裁判決[注14]

2002年8月13日、作家井沢元彦ら8人と「つくる会」は、廃棄基準に該当しないのに、「著書を捨てられ、言論弾圧をうけた」(毎日新聞8月14日東京朝刊)として、廃棄処分をした船橋市西図書館の司書と市に総額2700万円の損害賠償をもと

め、東京地裁に提訴した。原告側は、「廃棄理由が明らかにされておらず、謝罪もない。廃棄は文明に対する犯罪で再発を防ぐために提訴した」(産経新聞8月14日東京朝刊)と説明している。

この裁判は、公立図書館において閲覧に供していた図書を、図書館職員が個人的な好みによって廃棄したことにより、著者としての人格的利益が侵害されたなどとして、著者が公立図書館を設置する地方公共団体にたいし、国家賠償をもとめた事件である。一般的には著者に損害賠償請求権が認められるかどうか最大の争点といわれるが、図書館関係者にとっては、争点のひとつである「本件除籍等の違法性の有無」が最大の関心事であったといえるだろう。争点はずきのとおりである。

1. 本件除籍等を行ったのは被告土橋か否か 2. 本件除籍等の違法性の有無 3. 被告土橋の被告適格の有無 4. 原告らの損害額

訴訟の判決は、翌年の9月9日に東京地裁であり、本文は、

たのだろう。

だからこそ、「著者の思想的、宗教的、党派の立場にとらわれて、その著作を排除することはしない」(第1「資料収集の自由」副文2(2))や「図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない」(第2「資料提供の自由」副文1)とした「自由宣言」の原則に反することに、何ら罪悪感をもつことはなかったのである。

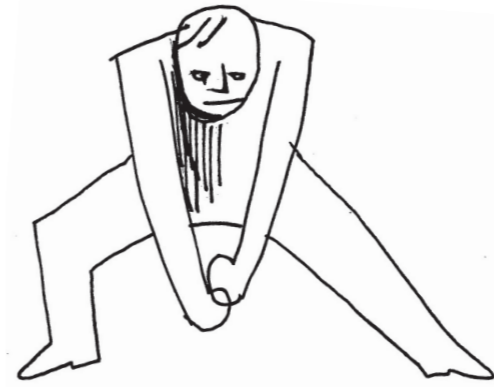
もし、同司書が山口図書館事件で再確認された「自由宣言」の原則を信じ、寛容と勇気をもって、専門職としての自律性を厳守していたなら、図書館員から白い眼でみられることも裁判に訴えられることもなかったにちがいない。

こうした根本的な問いにたいする論議を図書館界は意識的に避けたようにおもえる。まったく拱手傍観であったというつもりはないが、船橋市立図書館事件に大きな衝撃をうけた市民や図書館員にたいし、さきの声明

「原告らの請求はいずれも棄却する」というものであった。争点はいくつかあったが、はじめに除籍等をおこなったのが土橋司書か否かの事実認定についての法律的判断をみておきたい。

被告土橋は、本件除籍等の対象となった西部邁氏らの著書について批判的な態度を示していたほか、日頃から西図書館における購入図書の選択や(選書)に偏りがあると主張していたことが窺われるのであって、原告つくる会及びその賛同者に対して否定的評価を抱いていたことや、他の職員に対して原告等の著書を書棚から抜いてくるように指示して手元に集めた上、自分でこれらの書籍を除籍したこと、また、被告船橋市による事情聴取に対して本件除籍等を行ったことを自認して、その旨の上申書を提出していることなどが認められるほか、被告土橋に対して本件除籍等を行うよう指示したような職員は見あたらないことなどの事実

[注15] 公立図書館における蔵書の除籍・廃棄を違法とする損害賠償請求が棄却された事件・控訴審判決（平成16年3月3日）／『図書館年鑑2005』（日本図書館協会、2005）p367-3702



照らし考えれば、本件除籍等は、原告つくる会らを嫌悪していた被告土橋が単独で行ったものと認めるのが相当である。

この判決理由に示されている事実認定からいえば、さきの図書館界の声明や見解、調査報告がいかにおざなりであったかがわかるだろう。

さらに判決は、土橋司書の行為そのものについても、船橋市図書館の廃棄基準を無視し、「個人的な好き嫌いの判断によって大量の蔵書を廃棄し」たことは、市の公有財産を不当に損壊したことになるので、違法性はあきらかだと厳しく断じている。しかし、原告との関係で違法かどうかについては、「原告に法的権利ないし法的保護に値する利益が存在する必要がある」とし、原告らの主張を検討する。

そのひとつ、原告らが憲法19条「資料2」「思想良心の自由」にもとづいて、「表現行為としての著書に対する図書館利用者からの反応・反響を通して自らの思想・信条を省み、あるいは

深化させる機会を公権力によって妨げられない権利」があるとし、「除籍という不利益」が権利を侵害したという主張は、「人間の精神活動が外部に対して発表された後に観念しうるものであって、同条による保護の範囲に含まれるものではない」と退けている。

つぎに、注目したいのは、原告らが憲法21条の「表現の自由」「資料3」を根拠として、（1）表現を公表する方法の一つである図書館内で公正な閲覧に供される利益を不当に奪われぬ権利、（2）公立図書館で購入された著書を適正・公正に閲覧に供され保管管理される権利、（3）公立図書館がある書籍を購入した場合、その書籍を恣意的に廃棄されず、図書館利用者への思想・表現等の伝達を妨害されない権利を有しているとして、廃棄によってこれら権利・利益を違法に侵害されたという主張にたいする法的判断である。

これには、図書館法2条1項の図書館の定義「資料4」をひいて、その存在意義をあきらめず、一般的に発表前にその内容を審査した上、不相当と認められるものの発表を禁止することを指すものであるところ、本件除籍等は、既に一般に発売されている書籍について、被告船橋市の西図書館での閲覧を中止し、あるいは閲覧中止とともに廃棄したものであり、原告らによる書籍の出版行為などを事前に制限したものであることが明らかであるから、本件除籍等が検閲に該当するとの原告らの主張は、その余の点について判断するまでもなく、失当なものである。

著作者人格権については、司書の行為は、蔵書そのものの廃棄であって表現内容を変更したわけではない「資料6」ので、侵害にはあたらないと述べている。

このように判決は、被告土橋によって除籍等がなされた図書は、すべて被告船橋市が購入して所有し管理していたものであって、原告らの所有・管理に属するものではなく、これらの蔵

にし、著者側からの「その著作が様々な図書館に所蔵され、一般読者等の閲覧に供せられる」とは、その思想や信条などの表現行為が広く社会の構成員である市民に知らされ理解される機会を得ることであり、重要な表現伝達である」という視点に理解を示しつつも、以下のごとき判断を示し、権利の存在を否定している。

著者にそのような権利を認めるとするならば、地方自治体の図書館は、本国内で発行されたすべての書籍を閲覧に供しなければならぬことになるであろうが、毎年膨大な量の書籍が出版されているわが国の実情にかんがみれば、そのようなことは社会的、経済的、物理的に不可能であるばかりではなく、相当でもない。

また、現在、効力を有する図書館法や「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、著者が地方自治体にたいして、市民の閲覧に供するため

書をとどのように取り扱うかは、原則として被告船橋市の自由裁量にまかされているところであり、仮に、これを除籍するなどしたとしても、それらがただちにその著者との関係で違法になることはない、原告の請求を棄却した。

翌日の新聞各紙は、「図書館の蔵書廃棄 市の自由裁量（読売）」「蔵書廃棄、市の裁量権内」（毎日）にたいし、産経新聞が「大量廃棄訴訟実質的に勝訴」と書いている。

弁護団はこの判決を不服として、ただちに東京高裁へ控訴している。

2 東京高裁の控訴審判決〔注15〕

控訴にあたって原告側は、あらたに（1）検閲行為、（2）平等権の侵害、（3）公貸権などの主張をくわえたが、およそ半年後の2004年3月3日の東京高裁の控訴審判決は、以下のような法的判断を示し、地裁の第一審を支持し、原告の主張を退けている。

当裁判所も、控訴人らの本

件請求は理由がないものと判断する。そのように判断する理由は、次のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」のうち、「第3 当裁判所の判断」に説示するとおりである。

付加された主張のひとつ検閲行為については、「憲法21条の禁止する検閲とは、行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、発表前にその審査をした上で、不相当と認めるものの発表を禁止することをいうものと解される」から、除籍等はこれに該当しないとされている。

また、廃棄行為のために精神的損害を被ったとして平等権の侵害を主張したが、それには、「侵害されるべき法的権利ないし法的保護に値する利益が存する」ことが前提となるから、たとえ不合理な差別的扱いをうけたとしても、それがただちに損害賠償請求権が発生することにはならないとして、その主張は採用できないとする。

「公貸権」については、「法的に保護されるべきものであることが船橋市に2400万円の損害賠償をもとめた訴訟の上告判決で、1、2審の判決を破棄し、賠償額の認定のため審理を東京高裁に差し戻した。

判決理由は、はじめに原審の確定した事実関係等の概要を示し、「著作者は、自らの著作物を図書館が購入することを法的に請求することができる地位にあると解されないし、その著作物が図書館に購入された場合でも、当該図書館に対し、これを閲覧に供する方法について、著作権または著作者人格権等の侵害を伴う場合は格別、それ以外には、法律上何らかの具体的な請求できる地位に立つまでの関係には至らないと解される」とした原審の判断は是認することができないとした。その理由をつぎのように述べる。

(1) 図書館は、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」であり(図書館法2条1項)、「社

とを直接根拠づけるような内容にまでその議論が及んでいるとは理解し難い」とし、「法的権利を基礎づけるものとは解されない」と否定している。

ただ、船橋市と職員との対応については、控訴人らの批判に理解を示した。

公立図書館において、定められた手続に従って購入され、閲覧の供されている書籍を、定められた手続に則ることなく、ある公務員個人の信条に反するとの理由により、廃棄するような行為が公立図書館の運営上許されざる行為であることは、論を待たない。しかも、本件除籍等について、被控訴人船橋市から事情聴取を受け、懲戒処分を受けながら、今もって、本件に関して、明確な対応を示さない被控訴人Aに対して、憤る控訴人らの心情は無理からぬ面があるというべきである。また、被控訴人船橋市においても、その職員が内部処理基準に反し、西図書館の管理・運営上著しく

会教育のための機関」であって(社会教育法9条1項)、国及び地方公共団体が国民の文化的教養を高め得るような環境を醸成するための施設として位置付けられている(同法3条1項、教育基本法7条2項参照)。公立図書館は、この目的を達成するために地方公共団体が設置した公の施設である(図書館法2条2項、地方自治法244条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律30条)。そして、図書館は、図書館奉仕(図書館サービス)のため、①図書館資料を収集して一般公衆の利用に供すること。②図書館資料の分類・整理を適切にし、その目録を整備することなどに努めなければならないものとされ(図書館法3条)、特に、公立図書館については、その設置及び運営上の望ましい基準が文部科学大臣によって定められ、教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとされ

不適切な行為を行い、控訴人らに誠に不快な事態を生じさせたにもかかわらず、その事態を生じさせた行政運営上の原因等について、必ずしも十分な説明をするまでには至らず、そのため、控訴人らに対して必ずしも十分な事後説明等がなされたとは認められないので、被控訴人船橋市の対応を不満とする控訴人らの批判は理解できないものではない。

しかしながら、東京高裁の控訴審判決は、本件控訴に「直ちに控訴人らの法的権利ないし法的保護に値する利益に侵害があったとはいえないことは明らかである」から、原審判決は相当であり、棄却したと結論する。控訴人らの弁護士団が、最高裁に上告したことはいうまでもない。

著者と図書館の法廷闘争は、いよいよ最高裁の法廷で争われることになる。

3 最高裁判決[注16]

2005年7月14日、最高裁判所第一小法廷は、井沢元彦らており(同法18条)、平成13年7月18日に文部科学大臣によって告示された「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示第132号)は、公立図書館の設置者に対し、同基準に基づき、図書館奉仕(図書館サービス)の実施に努めなければならないものとしている。同基準によれば、公立図書館は、図書館資料の収集、提供等につき、①住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化、多様化する要求に十分に配慮すること、②広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスをを行うことができる体制を整えるよう努めること、③住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めることなどとされている。



公立図書館の上記のような役割、機能に照らせば、公立図書館は、住民に対して思想、意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供してその教養を高めること等を目的とする公的な場ということが出来る。そして、公立図書館の図書館職員は、公立図書館が上記のような役割を果たせるように、独断的な評価や個人的な好みにとらわれることなく、公正に図書館資料を取り扱うべき職務上の義務を負うものといふべきであり、閲覧に供されている図書について、独断的な評価や好みによつてこれを廃棄することは、図書館職員としての基本的な職務上の義務に反するものといわなければならない。

(2) 他方、公立図書館が、上記のとおり、住民に図書館資料を提供するための公的な場であるといふことは、そこで閲覧に供された図書の著者にとつて、その思想、意見等を公衆に伝

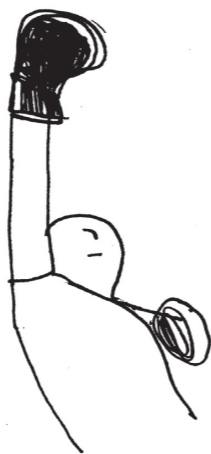
達する公的な場でもあるといふことができる。したがつて、公立図書館の図書館職員が閲覧に供されている図書を著者の思想や信条を理由とするなど不公正な取扱いによつて廃棄することは、当該著者が著作物によつてその思想、意見等を公衆に伝達する利益を不当に損なうものといわなければならない。そして、著作者の思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることにもかんがみると、公立図書館において、その著作物が閲覧に供されている著者が有する上記利益は、法的保護に値する人格的利益であると解するのが相当であり、公立図書館の図書館職員である公務員が、図書の廃棄によつて、基本的な職務上の義務に反し、著者又は著作物に対する独断的な評価や個人的な好みによつて不公正な取扱いをしたときは、当該図書の著者の上記人格的利益を侵害す

るものとして国家賠償法上違法となるといふべきである。

さすがに、この図書館裁判には、報道メディアも無関心ではいらなかった。テレビカメラや新聞記者が入っていたように、5分ほどの法廷とはいえ、逆転判決となったのだから、五大紙が一斉に報道している。

朝日新聞「最高裁、『不当』の初判断『つくる会』著作処分市立図書館」、産経新聞「『つくる会』逆転勝訴へ 独断廃棄は利益侵害」、日本経済新聞「公立図書館の蔵書 独断廃棄は著者の利益侵害」、毎日新聞「『著者の利益侵害』と判断 図書館の蔵書独断で廃棄」、読売新聞「『著者の利益侵害』最高裁逆転判決 著者に言論を守る権利」

公立図書館は住民に対して思想や意見などを含めてさまざまな情報、資料を提供している。最高裁はその役割に加えて、「著者にとつても考えや意見を人々に伝える公的な場だ」と初めて認めた。この考えを支持し



たい。(朝日新聞社説) 船橋市立図書館のような問題は、他の自治体でも起こり得るケースだ。今回の最高裁判決を踏まえ、蔵書の取捨選択は地域住民の立場から、公正に行われるべきである。(産経新聞主張) これにたいし、日本図書館協会が「最高裁判決にあたって」の声明を発表したのは、判決から3週間後の2005年8月4日である[注17]。

日本図書館協会は、図書館の目的と社会的責任を表明する「図書館の自由に関する宣言」(1979年5月30日、総会決議、以下「宣言」)において、「図書館は基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に資料と施設を提供することを、もつとも重要な任務とする。」とし、かつて思想善導の機関として国民の自由を妨げる役割さえ果たしたことの反省にたつて、「国民の知る自由を守り、広げていくこと」を図書館の責務としています。

本判決は、教育基本法、社会教育法、図書館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の関係条文さらに「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を参照・引用し、公立図書館は、「住民に対して思想・意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供して、住民の教養を高めること等を目的とする公的な場」であると位置づけた。

これまで裁判所は、図書や新聞などの「閲読の自由」を憲法が保障する基本的人権と認知しています(東京拘置所の「よど号」ハイジャック記事抹消事件、最高裁昭和58年6月22日大法廷判決)が、知る自由を実際に保障する重要な機関である公立図書館については、「公の施設」(地方自治法第244条)と位置づけるに止まり、したがつて資料提供については施設の設置者の大幅な裁量権を認めていました(東大和市

立図書館の犯罪少年本人推知記事閲覧禁止事件、東京高裁平成13年(行コ)第212号判決。)本判決は、公立図書館の職員による独断的な蔵書の廃棄は国家賠償法上違法となると判示することにより、公立図書館は国民の知る自由を保障する「公的な場」であると憲法上認知したものとと言えるでしょう。この点、本判決は「宣言」の基本的立場に同意するものであり、今後の図書館事業にとつて重要な指針を示したものと云えます。

図書館員の自律的規範を表明する「図書館員の倫理綱領」(1980年6月4日、総会決議、以下「綱領」)は、「図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存及び提供につとめる」として、これを侵す「いかなる圧力・検閲も受け入れなければならないし、個人的な関心や好みによる資料の収集、提供をしてはならない」としています。

4. 図書館裁判と公立図書館の思想性

ここまでの船橋市立図書館事件の経緯と二審から最高裁判決にいたる図書館裁判の客観的事実にこだわってきたのは、それだけこの裁判が日本の公立図書館史上にとって、きわめて重要な意味をもつと考えるからである。少なくとも、最高裁がはじめた日本の公立図書館の基本的性格と図書館員の社会的責任を明確に法律的判断のかたちで示したことは、特筆に値する。

したがって、この裁判にはその他に注目すべき点がいくつがある。大きく分けると、つぎの3点になる。1つは、所蔵している図書館資料の取り扱いをめぐって、公立図書館と司書が裁判に訴えられたこと。2つ目は「著作者が著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益」は法的保護に値する人格的利益に相当すると逆転判決が下ったこと。3つ目は、「自由宣言」が何ら法的規範性を有するものでない「私的文書」とされたが、

を真摯に受け止め、全国の図書館と図書館員とともに「図書館の自由に関する宣言」と「図書館員の倫理綱領」を自律的に実践することを改めて表明します。

これを読者がどう受けとめたか知らないが、正直いって失望した。これでは、ただの批評でしかない。残念ながら、これが現在の「図書館の自由」の悲しい思想的現実である。

2005年11月24日、東京高裁差戻判決が下された。主文は、「原判決を次のとおり変更する」とし、「(1)被控訴人は、控訴人らに対し、各30000円及びこれに対する平成13年8月26日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。(2)控訴人らのその余の請求を棄却する」というものであった。

これではじめての著者と図書館の法廷闘争は終わったといえるが、ほんとうの意味で、公立図書館が試練に立たされるのはこれからではないだろうか。

料の著作者から、憲法で保障されている基本的人権が侵害されたとして、自治体と図書館職員が裁判に訴えられたはじめての事例である。これまでに著作者から訴えられたり、公立図書館の基本的性格や役割が裁判で大きく争われるということがなかっただけに、世間の耳目を引いた。

前述の山口図書館事件のときは、マスコミや図書館諸団体、文化団体などの激しい追求こそあったが、「図書館の自由」侵害事件を告発し、「知る権利」を主張した牧師は、裁判に訴えることはなかった。

もちろん、まったくなかったわけではない。

1988年5月、図書館所蔵資料の閲覧制限が行政不服審査法による審査の対象になったのはじめての事例とされる富山県立図書館『図録』事件や通り魔事件の少年容疑者を実名報道した月刊誌の閲覧を禁止し、市民が「知る自由」の侵害として損害賠償をもとめた東大和市立図書館事件などでは〔注18〕、公立図書館は、地方自治法244条

裁判で認定された司書職員の行為は、図書館職員による検閲ともいふべきことであり、「宣言」と「綱領」を踏みにじるものと言わざるをえません。その要因を排し、図書館に対する国民の信頼を回復し期待に応えるため、収集や除籍等の方針、基準、手続きを明文化して公開することは、図書館として運営の透明性を高め、説明責任に応える上で喫緊の取り組みです。また、図書館経営においては、図書館職員一人ひとりを図書館運営やサービス計画の策定、実施、評価の担い手とし、集団としての専門的能力を育む人事的配慮が基本に据えられるべきことを、今回の事件は改めて提起しています。

今回の判決は、原告や社会全体からの当該職員と図書館に対する厳しい批判を代弁するものです。当協会は、このような事件によって図書館への国民の期待と信頼の根底を傷つけた責任

直接の言及はないにしても、最高裁の法廷にまでその理念と原則は争点のひとつであったこと。いずれにしても、これまでも

図書館資料の収集や提供をめぐって、利用者と図書館側の利害が対立し、論議を呼んだ事例は、前述の山口図書館事件や『ちびくろサンボ』事件(1988年)、『タイ買春読本』事件(1996年)、東大和市立図書館事件(2000年)など枚挙にいとまがないが、著者によって公立図書館や司書が訴えられ、蔵書廃棄をめぐって裁判が争われたのは、きわめて異例なことである。

そこで、この船橋市立図書館事件の図書館裁判をおしてあきらかになった日本の公立図書館の基本的性格と位置づけや「図書館の自由」の思想性を冷静に検討し、その社会的認知について再確認することは、けっして時間の浪費とはいえないだろう。

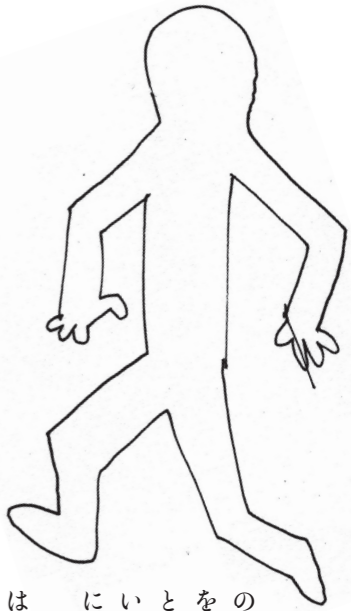
1 「公的な場」と公立図書館の基本的性格

船橋市立図書館事件は、公立図書館が所蔵している図書館資

東大和市桜ヶ丘図書館で、幼稚園児殺害事件の容疑者の少年を顔写真入りで実名報道した雑誌『新潮45』(新潮社、1998年3月号)を同市立中央図書館長が閲覧禁止をしたために、市民が「違法な閲覧禁止処分によって閲覧できなかったことにより精神的損害を被ったとして、国家賠償法1条に基づいて10万円の損害賠償を求めた」ものである。東京地裁は原告の請求を棄却している。

〔注18〕 富山県立図書館『図録』事件とは、昭和天皇の肖像写真を用いた大浦信行の版画作品『遠近を抱えて』を収録した図録『86富山の美術』の寄贈をうけた県立図書館が『図録』を非公開したことにより、市民が県知事に閲覧禁止処分の取り消しを申し立てたが、結論が示されないまま、世論の高まりのなか、非公開解除した初日に、一利用者が『図録』を破り捨てるという事件が発生し、県知事が器物損壊罪で告訴したことをいう。

東大和市立図書館事件は、平成12年4月、



の種々の情報を含む図書館資料を提供してその教養を高めること等を目的とする公的な場」という概念を導きだし、法体系上に位置づけた。

これまで図書館教育の現場では、日本の法体系上に公立図書館の設置を位置づけ、論議が展開されてきたが、それが裁判をとおして法的な社会的認知をうけたことになったのだから、これ以上のことはない。しかも、「公の施設」というのではなく、「思想、意見等を公衆に伝達する公的な場」として位置づけたことは、あらたな段階の公立図書館の基本的性格を示唆したものとといえるだろう。

山本順一は、講演のなかで、この判決が画期的なのは、「公的な場」という理念を用いていることであるとして、つぎのように述べている〔注19〕。

「公的な場」の理念とは、市民の表現活動を保障するための手段と場所が要するということです。駅前広場とか道路とか公園という人が集まる場所では、その施設、設備が本来持つ機能を

11月24日、井沢元彦ら原告の人格的利益が侵害されたことにより著者がうけた無形の損害にたいし、一人当たり3000円相当の賠償命令をいわたしている。

だいたいなことは、賠償額の多寡でない。いま、視野に入れるべきは、公立図書館の図書館職員が「閲覧に供されている図書を著作者の思想や信条を理由とするなど不公正な取扱いによって廃棄すること」が、著作者の人格的利益を侵害するとして法的保護に価すると判示されたことにある。すなわち、あらたに法的保護に価する利益が認められたということになる。

それは、これからの公立図書館の資料収集、提供における利用制限措置に微妙な影響を与えるかもしれない。とりわけ、著作者にとつての法的な効果とは逆に公立図書館の蔵書更新を困難にすることがありうる。

1審では、原告らの「利用者への思想・表現の伝達を妨げられない権利」の侵害という主張にたいし、「著者にそのような権利を認めるとするならば、地

損なわない程度において表現行為が許されるべきであり、そうした施設の一つに、実は公共図書館が含まれるのです。

それは、アメリカ図書館協会の『図書館の権利宣言』前文〔資料7〕にみる「図書館が情報や思想のひろば」であるというパブリック・フォーラムの考え方に近い。もともとアメリカには、パブリック・フォーラム論という法理が存在しているが、川崎良孝や前田稔の研究によれば、概してアメリカの公立図書館は制限的パブリック・フォーラムととらえられてきたという。しかし、「パブリック・フォーラムは本質的に自由な空間である」とされ、必要最小限の制約のみが許される」ものであり、アメリカ図書館協会は、公立図書館も公園や街路に匹敵するように伝統的なパブリック・フォーラム論を訴訟戦略として登場させていると指摘している〔注20〕。

これらのことから、判決のなかの「公的な場」論は、あらゆる見解や思想が交流する自由な方自治体の図書館は本国内で発行されたすべての図書を購入するなどして市民の閲覧に供しななければならない」ということになり、経済的、物理的に不可能だとし、法的保護に価する人格的利益を認めなかった。また、原告らの主張する「表現の自由」ないしそこから派生する権利や法的利益についても、「購入して閲覧に供することによって生じる事実上の利益にすぎない」と述べて、違法性を否定していた。2審もそれを支持した。それが、最高裁では、蔵書の廃棄は、著作者の利益を侵害するとし、法的保護に価するとした逆転判決になった。そのうえで、「表現の自由」が憲法で保障されている基本的人権であることを考えると、「著作物によって思想や意見等を公衆に伝達する公的な場」とみなされた公立図書館は、著作者の人格的利益を保護することに違和感はない。

じつさい、表現の送り手としての著作者にとつて、公立図書館は著作物によって思想や意見

広場として、資料を収集・提供し、その種類や形態を問わず、市民の「知る自由」を制度的に保障する公立図書館の基本的性格を示したといえる。いかにいえば、それは日本の公立図書館が成長してきた社会的認知の今日の到達点と考えるとよいだろう。

すなわち、法律上の解釈としての公立図書館の基本的性格についての論議が、ようやくスタート地点に立ったということである。おそらく、この判例上の公立図書館の位置づけは、今後、日本の図書館界が期待する方向で確立されていくだろう。

2 著作者の人格的利益の保護と蔵書構成方針

この最高裁判決では、「公立図書館において、その著作物が閲覧に供されている著作者が有する利益は、法的保護に価する人格的利益である」というはじめての法律的判断が下された。そして、最高裁が賠償額の認定のため、審理を東京高裁に差し戻していた訴訟は、2005年

等を公衆に伝達する「公的な場」であるとともに、だからかも妨げられずに市民が「表現をうけとる自由」（「知る自由」）を保障している「公的な場」でもある。たしかに、そのかぎりでは、図書館職員が著作者の思想、信条を理由に、著作物を「独断的な評価や個人的な好みによって」除籍、廃棄すれば、著作者に生じる人格的利益は損なわれるとみることができる。しかし、これには前提がともなう。一般論としては成り立たない。

なぜなら、公立図書館は、経済的にも物理的にもその収容能力は無限ではない。収集選択はもとより、その蔵書構成においても、これまで、「公の施設」としての広範な裁量権が図書館長に認められてきている。

富山県立図書館「図録」事件の採決で、「公の施設である図書館の管理運営の方針及び具体的な措置は、図書館長に決定権限がある」という判断が示されているし、東大和市立図書館事件でも東京高裁は、「公立図書館がすでに市販された図書につ

〔注19〕 山本順一・船橋市西図書館蔵書廃棄判決の最高裁判決について／『全国図書館大会水戸大会会議録』（2006.3）

p135-136、前掲注01（1）も参照。

〔注20〕 川崎良孝『図書館裁判を考える』（京都大学図書館情報学研究会、日本図書館協会、2002.11）253p、前田稔・パブリック・フォーラムと公立図書館（川崎良孝編『図書館・図書館研究を考える』所収、京都大学図書館情報学研究会、2001.12）

p189-224

それがあって、その著作物の除籍や廃棄に躊躇したりすると、必然的に専門職としての基準や自律性への確信がもてなくなってしまう。そこでは、市民の信頼感を得る適切な魅力ある蔵書を構築するのが、ますますむずかしくなる。

このように、蔵書の廃棄は、物理的に損なわれたり、年代的にも内容的にも古さを感じたときに、蔵書構成方針や市民らの知的要求に応えるかたちで、取り除いたり、新版と取りかえたりすることはあるが、著作者や利用者あるいは図書館員が、自己の都合のよいよう恣意的にその基準を解釈、利用することはあってはならないのである。

判決理由で、「公立図書館の図書館職員である公務員が、図書、の廃棄について、基本的な職務上の義務に反し、著作者又は著作物に対する独断的な評価や個人的な好みによって不正な取扱いをしたときは、当該図書の著作者の上記人格的利益を侵害するもの」（傍点筆者）としたのは、著作者の「表現の自由」に影響を及ぼすときにかぎって

りはしない。

（５）寄贈資料の受入れにあたっても同様である。

結局、船橋市立図書館事件は、図書館員の内的抑圧による不寛容が、論争を回避するために、原理と公式だけの戦略的思考にもとづいて、蔵書を除籍、廃棄した「自主規制」という名の「検閲」を象徴する事件である。まさにそれは、初期アメリカ図書館員の検閲観にみられる保守的な公立図書館の規範的権威をもちこむことになり、結果的に著作者の人格的利益を法的に保護することを認める最高裁の判決に結びついたといえる。

3 公立図書館における自主規制と「自由宣言」

公立図書館における自主規制という点、まず浮かんでくるのが、戦時下の言論統制や戦後の占領軍の没収命令にたいする過剰反応であり、それにつきまとはなれない不安感である。現在でも、日本の公立図書館では、それぞれの現場にあつて、多かれ少なかれ、公式、非公式

などと立ち入って、「公衆に伝達する利益」が不当に損なわれたと訴えることができる」と解釈することが可能である。この司法判断は、その余地を残しているだけに、図書館・図書館員にとって歓迎できるものではない。

たとえば、船橋市図書館資料除籍基準の除籍対象資料には、「カ）内容が古くなり、資料的価値のなくなったもの、キ）利用が低下し、今後も利用される見込みがなく、資料的価値のなくなったもの」などがあげられているが、これらは、蔵書更新という新陳代謝の視点からみた蔵書構築のための一環として、一般的には、公立図書館の合理的かつ広範な裁量行為と認められている。しかし、除籍・廃棄は、基準を厳守するかどうかで価値判断のわかれることがしばしばあるだけに、著作者の立場からすれば、すべて「不正な取扱い」のようにみえるだろう。

こうしたことにより、図書館員が「著作者の思想や意見を公衆に伝達する権利」を損なうおら、それが定常状態ではありえないし、「成長する有機体」としての蔵書の新陳代謝は欠かせない。蔵書構成方針がもたらされるのはそのためであるが、その理念と原則は、資料収集や資料提供における公立図書館の立場をあきらかにすることによって責任を負うべきであると考えらる。

「自由宣言」では、収集方針（蔵書構成方針）を作成するにあたって、「図書館の自由」との関連で、つぎのように原則を明示している〔注22〕。

（１）多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

（２）著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれず、その著作を排除することとはしない。

（３）図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

（４）個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制した

いて閲覧を禁止することは表現の事前抑制には該当しない」公立図書館は全ての蔵書を提供することを義務づけられているものではなく、正当な理由があれば閲覧禁止を含む利用制限をできると解すべきである」とした〔注21〕。これらのことでもわかるように、その権限と機能は、「公的な場」と位置づけられても基本的に守られるべきである。

したがって、著作者の人格的利益は、船橋市立図書館事件のように、著作者の思想・信条を理由に図書館員が「独断的な評価や個人的な好みによって」、著作物を書架から取り除いたり、廃棄したときに生じる著作者の「表現の自由」を侵害した場合にかぎって、保護されるべきであろう。

そうでなければ、著作者が公立図書館における選書や廃棄・除籍などの裁量行為に深くかかわってくるおそれがある。つまり、著作者が公立図書館に所蔵するみずからの著作物について、選書や除籍で「不正な取り扱い」をうけているかどうか

の違法性を認めたと考えるべきである。すなわち、著作者の人格的利益の保護は、あくまでも、図書館・図書館員が「独断的な評価や個人的な好み」を理由に裁量行為を逸脱したときにかぎることであつて、それ以外は、とうてい認めがたい。

もつとも、この判決をきっかけに、図書館・図書館員が意識的無意識的に図書館資料の取り扱いをめぐり、萎縮したり、著作者に配慮したりすることになれば、それこそ収集選択などにおける自主規制を招きかねない。それは、結果的に資料や情報の多様性を閉すことになり、市民の「知る自由」の保障をますます制約することになるからである。そのためには、公立図書館は、市民の知的要求に応える蔵書構成の基本方針を成文化し、広く市民に公開し、その理解と協力を得るように努めるべきである。

もともと、公立図書館の蔵書構成は、市民の「知る自由」の保障と地域社会の状況を反映したものでなければならぬか

見やクレームを、ただちに圧力や干渉・検閲として受け止めることはせず、収集方針やその運用に対するひとつの意見として生かしていくよう、適切な処理手続きを定めておく必要がある。(略)「なお、個人・組織・団体からの圧力や干渉」という文言のうちの「組織には国の機関や地方行政機関などいわゆる公権力を含むもの」としている」と述べている。

〔注21〕 富山県立図書館『図録』閲覧拒否事件／ニューズレター『図書館の自由』no.8/9 (1988) p18、東大和市図書館事件判決／ニューズレター『図書館の自由』no.36 (2002.5) p3-4

〔注22〕 日本図書館協会図書館の自由委員会編『図書館の自由に関する宣言1979年改訂』解説』（日本図書館協会、2004.3）127p／本書の解説では、(1) から (5) は、収集方針のうち「特に重要なもの」とし、さらに、つぎのように解説している。「図書館の所蔵資料に対する市民や利用者からの意



を問わず、資料収集、提供機能にかかわる「図書館の自由」にたいする判断基準や申し合わせ事項などにおいて、暗黙の了解措置がとられている。そうした措置がなくなることはない。ときには、検閲機能の一端を担うこともあり、かならずしも意識的ではないにしろ、自主規制という名の検閲行為は存在しつづけている。

それだけに、公立図書館における自主規制は、多様化し入り組んでいる。図書館規模や地域的情況によって異なるし、市民の要求と図書館との対応においては、館長や図書館員の自律性というか見識や感性に負うところが多く、不可視的で実態をとらえにくい。しかも、「表現の自由」が保障されれば、妨げられずに「表現をうけとる自由」としての「知る自由」が、無条件に保障されるということとは、一般的にいつて成立していないのが現状であるから、自主規制の機能と論理はかなり錯綜している。

かつて裏田武夫は「検閲について基本的な考え方が明らかに自由」などの保障は、きわめて大きな制約をうけることになる。もちろん、第21条2項では、「検閲は、これをしてはならない」という検閲禁止条項を明文を以て規定し、しかもその禁止につき例外を認めない絶対的な禁止とされるから、現在においては、戦前のような露骨な公権力による「表現の自由」についての事前の削除や禁止は影をひそめている。したがって、検閲が正当化されることはない。

それでも、「公共の福祉」のための合理的な制限は、論議をことさらに避けるために、絶対的な必要事項以外に例外措置を自律的にも他律的に容認してしまふ傾向が強い。すなわち、制約は、自主規制することにより得られる利益と自主規制することにより失われる利益をバランスにかけて、「ある程度やむをえない」と感じたら、対象の内側からそれを支える思考、心情、雰囲気がしらすしらすのうちに生じる。

奥平康弘は、『表現の自由とはなにか』のなかで、自主規制

されるまで、わが国土にはしっかりと根をおろした図書館学は生まれてこない」（図書館員の立場）と述べているが、まさにその感を深くする。

検閲の通説的見解は、「公権力が外に発表されるべき思想の内容をあらかじめ審査し、不適當と認めるときは、その発表を禁止すること」（宮沢俊義『憲法II』）という事前抑制であるとする。

船橋市立図書館事件の裁判では、1審も2審もその通説的見解に立ち、検閲を「一定の表現物につき網羅的・一般的に発表前にその内容を審査した上、不適當と認めるものの発表を禁止すること」（地裁）、「一般に発売されている書籍について、被告船橋市の西図書館での閲覧を中止し、あるいは閲覧中止とともに廃棄したものであり、原告らによる書籍の出版行為などを事前に制限したものではないこと」（高裁）をさすとし、事前に制限したものでないから、検閲に該当しないと、違法性を認めていない。

いうまでもなく、「表現の自

は「活気ある論議をことさらに避け、ことなかれ主義もしくは商業主義に仕えるために役立っているくらいがある」と指摘し、つぎのように自主規制を規定している〔注23〕。

かつては外部から権力的に抑圧が課せられたが、こんどは、内部から社会的抑圧の体系が生まれたのである。この内部化され社会化された抑圧体系が、自主規制・自主検閲といわれるものである。

船橋市西図書館で蔵書廃棄事件が発生したとき、自由委員会は『自由宣言79改訂』解説（第2版）の改訂のための意見集約と論議を重ねていたにもかかわらず、この事件に関しては「資料の保存の責任を放棄したものの」の言及にとどめているが、この事件は明白な公立図書館における自主規制という名の検閲の事例ではないだろうか。

図書館員は公権力、あるいは地域団体による検閲の被害者であり、時には根強くこれに抵抗し、時にはその圧力に屈する。しかし、検

由」は憲法21条で「言論、出版その他一切の表現の自由はこれを保障する」と規定されている基本的権利である。だが、絶対無制限に許されているものではなく、つねに「公共の福祉」という概念規定との比較衡量によって成り立っている。そこには、成熟した市民社会全体としての合意事項がもとめられる。

憲法では、「すべて国民は個人として尊重される」（13条）「資料8」として、憲法が保障する自由および権利は、不断の努力によって保持しなければならぬ」としているが、「これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」（12条）「資料9」と定めている。

「公共の福祉」とは、社会一般に共通する利益と個人の利益や権利が衝突、対立するとき、その共存を可能とする公平の原理と考えてよいだろう。

ところが、政治的、道徳的動機による「公共の福祉」の保護領域においては、しばしば恣意的な概念規定がもちこまれるため、基本的人権としての「表現

閲の事例をつぶさに調べる」と、図書館員自身の意志によって行われる検閲が意外に多い〔注24〕。

重要なことは、公立図書館の自主規制には、これまでの事件のように、外部の個人、組織、団体からの「公序良俗に反するおそれがある」という漠然とした圧力や批判にもとづく制限や排除が目立っているが、船橋市立図書館事件は、そうした外部圧力に与した過去の自主規制の事例とはあきらかにちがうところに深刻な問題が横たわっている。

この船橋市立図書館事件が異質なのは、外部の権力の意向に配慮したというのではなく、図書館内部の専門職による個人化し、埋没した自主規制によって発生した事件だからである。報道や調査報告では、「独断的な評価や個人的な好みによって」蔵書を廃棄した土橋司書には政治的、思想的意図はなく過失だという論調になっているが、外部の組織や団体の圧力に屈したというのだから、もはや専門

〔注23〕 奥平康弘『表現の自由とはなにか』（中央新書、1970）p121
〔注24〕 河井弘志『蔵書構成と図書選択』（図書館員選書、日本図書館協会、1983）p103

[注25] アメリカ図書館協会知的自由部編・川崎良孝ほか訳『図書館の原則改訂版—図書館における知的自由マニュアル』(第6版、日本図書館協会、2003) 495p

[注26] 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編「富山県立図書館の『図録』非公開」(『図書館の自由に関する事例33選』図書館と自由第14集所収、日本図書館協会、2000) p65

職としての司書個人の思想・信条にもとづく確信的な自主規制であることは動かしがたい。もし、自主的に廃棄しなければ、「図書館の自由が守れない」というように考えていたとしたら、戦術的配慮の誤算があったということであろう。残念なことだが、忌憚なくいえば、本誌の「座談会」を読んでも、公立図書館には、こうした戦術的配慮の体質が見え隠れしている。

それでも土橋司書は、「報道で犯人扱いされている感じがあり」市教委の事情聴取にも「冷静・的確に対応できないまま自分がやったという文書に署名した」などというような被害者意識に逃げ込み、加害者意識としての自覚と責任を放棄したのである。

じつは、ある意味で、公立図書館における自主規制のなかで、もつとも警戒しなければならぬことであった。動機がどうであれ、外部の圧力や意向にかかわらず、図書館員の図書館観や態度により、資料を制限したり排除する自主規制は、あ

の思想の一貫性に心許なきを感じるからである。

この「思想の寛容」を、もつとはやくすべての図書館員が献身的に理解し、日常の図書館活動のなかで、その精神の血肉化をはかっていけば、おなじような蔵書廃棄事件は起きなかつたにちがいない。

いつの時代にも、図書館資料を抑圧する試みはくりかえしおこなわれている。それは外的な抑圧であろうと内的な抑圧であろうと変わりはない。たしかに、判決では、憲法上の「表現の自由」などとの関係において、司書の廃棄行為には違法性はないとしたが、法に抵触していないからといって、図書館員としての基本的義務に違反した行為の責任を免れない。公的であれ私的であれ、それが検閲にあたらないとしても、「著者の思想的、宗教的、党派の立場にとらわれて、その著作を排除することはほしくない」や「図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない」とする「自由宣言」の原則を踏みにじった行為は、まぎれもない自主規制という名

の検閲である。

もちろん、それを許した館長がその責めを負うのはいうまでもないが、専門職としての司書が事件を招いたのだから、日本の図書館界の検閲にたいする基本的な考え方はまだまだ定まっていないといえるだろう。

だが、不本意ながら、この図書館裁判をおして、原告らが「表現の自由」を基礎にした「自由宣言」の「著者の思想的、宗教的、党派の立場にとらわれて、その著作を排除することはほしくない」や「図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない」などの観点から「妨げられない権利」を主張してくれたことで、「私的文書」と一瞥されたとはいえ、「自由宣言」の理念と原則が、最高裁で「検閲に供されている図書について、独断的な評価や好みによってこれを廃棄することは、図書館員としての基本的な職務上の義務に反するものといわなければならない」と判示されたように、一定程度検証された意義は大きい。

しかしながら、職能集団とし

きらかに社会的な検閲機能の一端をになつていていることになるといわざるをえない。否応なく責任は問われるはずである。

ちなみに、アメリカ図書館協会は、「図書館の権利宣言」を踏まえて、公立図書館における検閲について、つぎのような考え方を示している[注25]。

重要なことは、蔵書に苦情や抗議をすること自体が検閲ではない。検閲者というのは、蔵書へのアクセスの制限を執行する立場や資料を排除する立場にあり、じつさいに資料を除去したり制限したりする立場にあるひとにかぎつていえることであるとしている。

このように、自主規制という名の検閲は、山口図書館事件を考察する論議のなかで、おなじようなことが全国の図書館においても、まだまだ底流として存在していると指摘されていたのに、後を絶たない。船橋市立図書館事件は、偶発的な事件でないことを肝に銘じるべきである。

どのような蔵書であろうとも、嫌悪するものへの寛容がな

ければ、「図書館の自由」は守れない。「表現の自由」はなぜ基本的人権として保障され、原則として制約から自由でなければならぬかをあらためて考えてみる必要がある。

「思想の寛容」を持ち得ず、表現物の存在が容認できない個人の信条にもとづいた確信犯による表現の自由の侵害行為であるが故に、それに対抗するには、国民の世論に訴えて思想・言論・表現の自由に対する理解を深め、「寛容」の精神の重要性を認識してもらうしかないと考えられる[注26]。

この文章は、富山県立図書館『図録』事件について、自由委員会が事例解説したなかで述べているものであり、船橋市立図書館事件で言及されたものではない。それにしても、ここでの「思想の寛容」は、そつくり、船橋市立図書館事件にもいえることである。筆者が、自由委員会の事件の対応に、少なからず違和感を覚えたのは、こうした過去の事件との「寛容」の精神

ければ、「図書館の自由」は守れない。「表現の自由」はなぜ基本的人権として保障され、原則として制約から自由でなければならないかをあらためて考えてみる必要がある。

「思想の寛容」を持ち得ず、表現物の存在が容認できない個人の信条にもとづいた確信犯による表現の自由の侵害行為であるが故に、それに対抗するには、国民の世論に訴えて思想・言論・表現の自由に対する理解を深め、「寛容」の精神の重要性を認識してもらうしかないと考えられる[注26]。

この文章は、富山県立図書館『図録』事件について、自由委員会が事例解説したなかで述べているものであり、船橋市立図書館事件で言及されたものではない。それにしても、ここでの「思想の寛容」は、そつくり、船橋市立図書館事件にもいえることである。筆者が、自由委員会の事件の対応に、少なからず違和感を覚えたのは、こうした過去の事件との「寛容」の精神

【資料1】

図書館の自由に関する宣言

日本図書館協会

1954 採択

1979 改訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。

知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があつてこそ表現の自由は成立する。

知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。

2 すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。

3 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。

4 わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。

5 すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあつてはならない。

外国人も、その権利は保障される。

6 ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであつて、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

2 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、

(1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

(2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。

(3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

(4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。

(5) 寄贈資料の受入にあつても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもつていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

3 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

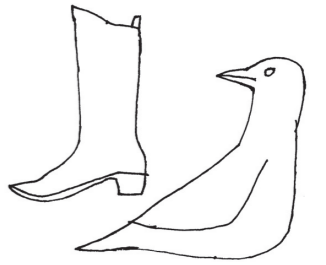
1 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

(1) 人権またはプライバシーを侵害するもの

(2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの

(3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料



堀部政男が図書館界の理想の一班は、「自由宣言」に表明されているとし、法学的にも「きわめて重要な文書」と位置づけてから30年近くたつが、いまなお社会的認知と定着には図書館員の方が十分及んでいない。じつさい、この事件によって、啓蒙的な声明、見解にすぎないというけとられたとしてもしかたがないだろう。

これが現在の「自由宣言」や「図書館の自由」が到達している思想的現実である。それでも、「自由宣言」が存在しているという事実は、図書館・図書館員にとって、大きな重みになっているし、それを定着させることは、市民の信頼を得るためのもっとも基本的な要件であると考ええる。

まとめ

これまでみてきたように、もうすでに法的に明白になっている船橋市西図書館の蔵書廃棄事件だが、東京地裁から東京高裁、最高裁にいたる裁判をとおり、公立図書館の基本的性格と役割をあらためて問い直す機会となった。

現在、市場原理にもとづく公立図書館の社会的位置づけについて、さまざまな議論がなされているが、この事件と図書館裁判では、日本の公立図書館は、「情報や思想の広場」である「公的な場」として、基本的人権としての「表現の自由」を最大限に尊重し、市民の「知る自由」（読む・見る・聞く）を保障する公共的性格をもつ社会的制度として、現行の法体系のもとに位置づけられ、社会的認知をう



けたことになる。また、公立図書館における専門職としての図書館員の使命の覚醒がもたられた。

ひとりの図書館員の隠れた立場や信条、先入観にもとづいた「公正な取り扱い」が、まことに皮肉で無惨な結末を招いてしまった事件である。

したがって、日本図書館協会は、全国の図書館員を萎縮退嬰させないためにも、一日もはやく、疲弊した「図書館の自由」の連鎖を断ち切り、「自由宣言」の社会的合意にむけて創意工夫に努めることが、市民の信頼を回復する焦眉の急といえる。

その意味で、船橋市立図書館事件と図書館裁判は、これからの日本の公立図書館の思想と実践的活動に大きな影響を与えるにちがいない。

【資料5】
憲法・第21条・2項　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

【資料6】
著作人格権
→著作権法第2章第3節第2款　著作人格権（同一性保持権）
第20条　著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

【資料7】
アメリカ図書館協会「図書館の権利宣言」
　アメリカ図書館協会は、すべての図書館が情報や思想のひろばであり、以下の基本方針が、すべての図書館サービス指針となるべきであるということを確認する。
第1条：図書およびその他の図書館資源は、図書館が奉仕するコミュニティのすべての人びとの関心、情報、啓蒙に役立つように提供されるべきである。資料の創作に寄与した人たちの生まれ、経歴、見解を理由として、資料が排除されてはならない。

第2条：図書館は、今日および歴史上の問題に関して、どのような観点に立つ資料あるいは情報であっても、それらも提供すべきである。党派あるいは主義の上から賛成できないという理由で、資料が締め出されたり取り除かれたりすることがあってはならない。

第3条：図書館は、情報を提供し、啓蒙を行うという図書館の責任を達成するために、検閲を拒否すべきである。

第4条：図書館は、表現の自由や思想へのフリー・アクセスの制限に抵抗することにかかわる、すべての人およびグループと協力すべきである。

第5条：図書館の利用に関する個人の権利は、その人の生まれ、年齢、経歴、見解のゆえに、拒否されたり制限されることがあってはならない。

第6条：展示空間や集会室を、その図書館が奉仕する〔コミュニティの〕構成員（public）の利用に供している図書館は、それらの施設の利用を求める個人やグループの信条や所属関係にかかわらず、公平な基準で提供すべきである。

（『図書館の原則－図書館における知的自由マニュアル（第6版）改定版』／日本図書館協会／2003年）

【資料8】
憲法・第13条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【資料9】
憲法・第12条　この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

2　図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。

3　図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。

　　図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。

4　図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3　図書館は利用者の秘密を守る

1　読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。

2　図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。

3　利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であつて、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4　図書館はすべての検閲に反対する

1　検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであつて、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。

　　検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。

　　したがつて、図書館はすべての検閲に反対する。

2　検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。

3　それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

1　図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。

2　図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。

3　図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。

4　図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、　日本図書館協会の重要な責務である。

（1979、5、30　総会決議）

【資料2】
憲法・第19条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

【資料3】
憲法・第21条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

【資料4】
図書館法第2条1項
　この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保有して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法（明治29年法律第89号）第34条の法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

書名	著者	出版社
62 男冥利	谷沢永一	PHP研究所
63 人生行路は人間学	谷沢永一/渡部昇一	PHP研究所
64 [聖書] で人生修養	谷沢永一/渡部昇一	致知出版社
65 読書人の悦楽	谷沢永一	PHP研究所
66 人間通の勘どころ	谷沢永一	PHP研究所
67 拜啓韓国、中国、ロシア、アメリカ合衆国	谷沢永一/渡部昇一	光文社
68 人の世を見さだめる	谷沢永一	PHP研究所
69 メディア事典	田村紀雄	KDDクリエイティブ
70 続 物理のおとし穴	エリ・ヴェ・タラソフ/ア・エヌ・タラソフ	東京図書
71 猫の大虐殺	ロバート・ダートン	岩波書店
72 地球の歩き方66 (’98~’99版)	「地球の歩き方」編集室	ダイヤモンド・ビッグ社
73 地球の歩き方68 (’97~’98版)	「地球の歩き方」編集室	ダイヤモンド・ビッグ社
74 地球の歩き方72 (’98~’99版)	「地球の歩き方」編集室	ダイヤモンド・ビッグ社
75 パーパパのがっきやさん [パーパパのちいさなおはなし]	アネット・チゾン/タラス・テイラー	講談社
76 パーパパのすいしゃごや [パーパパのちいさなおはなし]	アネット・チゾン/タラス・テイラー	講談社
77 パーパパのふうせんりょうこう [パーパパのちいさなおはなし]	アネット・チゾン/タラス・テイラー	講談社
78 パーパピカリのとけいやさん [パーパパのちいさなおはなし]	アネット・チゾン/タラス・テイラー	講談社
79 パーパママのかわいいこうし [パーパパのちいさなおはなし]	アネット・チゾン/タラス・テイラー	講談社
80 うたのてんらんかい	長新太/くどうなおこ	理論社
81 大衆論—対談—	富岡多恵子/西部邁	草思社
82 グルメは文化である	富田仁/内海あぐり	白馬出版
83 いじめと妬み	土居健郎/渡部昇一	PHP研究所
84 教育と自由	西尾幹二	新潮社
85 行為する思索	西尾幹二	中央公論社
86 思想の出現—対談集—	西尾幹二	東洋経済新報社
87 情熱を喪った光景	西尾幹二	河出書房新社
88 人生の価値について [新潮選書]	西尾幹二	新潮社
89 全体主義の呪い [新潮選書]	西尾幹二	新潮社
90 智慧の凋落	西尾幹二	福武書店
91 地球日本史 3	西尾幹二責任編集	産経新聞ニュースサービス
92 沈黙する歴史	西尾幹二	徳間書店
93 学者この喜劇的なもの	西部邁	草思社
94 恐慌前夜の独り言	西部邁	新潮社
95 虚無の構造	西部邁	飛鳥新社
96 「国柄」の思想	西部邁	徳間書店
97 寓喩としての人生	西部邁	徳間書店
98 経済倫理学序説	西部邁	中央公論社
99 現在への証言	西部邁	廣済堂出版
100 幻像の保守へ	西部邁	文藝春秋
101 国民の道徳	西部邁/新しい教科書をつくる会編	産経新聞ニュースサービス
102 国家と歴史 [発言者双書]	西部邁	秀明出版会
103 サンチョ・キホーテの眼	西部邁	文藝春秋
104 思想史の相貌	西部邁	世界文化社
105 思想の英雄たち	西部邁	文藝春秋
106 新・学問論 [講談社現代新書]	西部邁	講談社
107 [成熟] とは何か	西部邁	講談社
108 世人に言上したきことあり	西部邁	新潮社
109 ソシオ・エコノミックス	西部邁	中央公論社
110 闘論息子の教育	西部邁/三田誠広	プレジデント社
111 なぜ「日本売り」は起きたのか	西部邁	PHP研究所
112 西部邁の論争の手引き	西部邁	日刊工業新聞社
113 西部邁の論争ふたたび	西部邁	日刊工業新聞社
114 ニヒリズムを超えて	西部邁	日本文芸社
115 人間論	西部邁	日本文芸社
116 破壊主義者の群れ	西部邁	PHP研究所
117 剣がされた仮面	西部邁	文藝春秋
118 白昼への意思	西部邁	中央公論社
119 批評する精神 続	西部邁	PHP研究所
120 批評する精神 3	西部邁	PHP研究所
121 批評する精神 4	西部邁	PHP研究所
122 ビジネス文明批判	西部邁/長崎浩	作品社
123 福澤論吉	西部邁	文藝春秋
124 マスコミ亡国論	西部邁	光文社

【資料10】●船橋市西図書館・除籍図書リスト

書名	著者	出版社
1 新しい歴史教科書を「つくる会」という運動がある	新しい歴史教科書をつくる会	扶桑社
2 戦後沖縄史	新崎盛暉	日本評論社
3 図説 死の文化史	フィリップ・リエス	日本エディタースクール出版部
4 かず [福音館のペーパーバック絵本]	安野光雅/西内久典	福音館書店
5 そうだったのか! 現代史	池上彰	ホーム社
6 朝日新聞の正義	井沢元彦/小林よしのり	小学館
7 日本人はなぜ箸を使うか	一色八郎	大月書店
8 姫島殺人事件 [カッパノベルズ]	内田康夫	光文社
9 大きな機関車たち	ガンバー & ビーター・エドワーズ/ウィルバート・オードリー	ポプラ社
10 世界危険情報大地図館	恵谷治	小学館
11 あひるさんのぼうし	太田大八/神沢利子	福音館書店
12 国家は誰が守るのか	岡崎久彦	徳間書店
13 自分の国を愛するということ	岡崎久彦	海竜社
14 日米同盟と日本の戦略	岡崎久彦ほか	PHP研究所
15 新英語はすぐ書ける	海江田進	ジャパントイムズ
16 だるまちゃんとうさぎちゃん	加古里子	福音館書店
17 図説スペインの歴史 新版	川成洋/宮本雅広写真	河出書房新社
18 マルチメディア	紀田順一郎ほか	ジャストシステム
19 海からの幸	木部崎修編	PHP研究所
20 アジア共闘圏の時代	邱永漢/渡部昇一	PHP研究所
21 日本語 (上) 新版	金田一春彦	岩波書店
22 日本は二十一世紀の勝者たりえるか	日下公人ほか	太陽企画出版
23 誇りなくば国立たす	日下公人ほか	太陽企画出版
24 僕らはそう考えない	日下公人/渡部昇一	太陽企画出版
25 アメリカ黒人の叫び [世界人権問題叢書]	ケネス・B・クラーク	明石書店
26 ザ・デルタフォース	T・グリスウォルド/D・M・ジャングレコ	並木書房
27 マルチメディア	アラン・ケイほか	岩波書店
28 国民のための戦争と平和の法	小室直樹/色摩力夫	総合法令出版
29 大東亜戦争ここに蘇る	小室直樹	クレスト社
30 日本人のための経済原論	小室直樹	東洋経済新報社
31 三島由紀夫が復活する	小室直樹	毎日コミュニケーションズ
32 歴史に観る日本の行く末	小室直樹	青春出版社
33 江戸名所図会 第1	斉藤幸雄ほか	角川書店
34 江戸名所図会 第2	斉藤幸雄ほか	角川書店
35 江戸名所図会 第3	斉藤幸雄ほか	角川書店
36 江戸名所図会 第4	斉藤幸雄ほか	角川書店
37 江戸名所図会 第5	斉藤幸雄ほか	角川書店
38 知識人	坂本多加雄	読売新聞社
39 歴史教育を考える [PHP新書]	坂本多加雄	PHP研究所
40 バイバイ	鷲沢萌	角川書店
41 東欧見聞録	佐藤健	毎日新聞社
42 シェイクスピア全集9	ウィリアム・シェイクスピア/小田島雄志訳	白水社
43 ちくま日本文学全集 43: 志賀直哉	志賀直哉	筑摩書房
44 街道をゆく 6	司馬遼太郎	朝日新聞社
45 街道をゆく 8	司馬遼太郎	朝日新聞社
46 街道をゆく 9	司馬遼太郎	朝日新聞社
47 街道をゆく 10	司馬遼太郎	朝日新聞社
48 街道をゆく 11	司馬遼太郎	朝日新聞社
49 街道をゆく 12	司馬遼太郎	朝日新聞社
50 街道をゆく 13	司馬遼太郎	朝日新聞社
51 街道をゆく 14	司馬遼太郎	朝日新聞社
52 街道をゆく 15	司馬遼太郎	朝日新聞社
53 街道をゆく 18	司馬遼太郎	朝日新聞社
54 街道をゆく 20	司馬遼太郎	朝日新聞社
55 街道をゆく 22	司馬遼太郎	朝日新聞社
56 「良い子」と過食症	R・T・シャーマン/R・A・トンプソン	創元社
57 いい生き方、いい文章	高橋玄洋	同文書院
58 感性が光る文章の書き方	高橋玄洋	同文書院
59 教科書検定	高橋史朗	中央公論社
60 滝沢真理のカレー料理	滝沢真理	家の光協会
61 モンスターはいえ	田中秀幸	佑学社

し、被上告人に対し、国家賠償法1条1項又は民法715条に基づき、慰謝料の支払を求めるものである。

3 原審は、上記事実関係の下で、次のとおり判断し、上告人らの請求を棄却すべきものとした。

著作者は、自らの著作物を図書館が購入することを法的に請求することができる地位にあるとは解されないし、その著作物が図書館に購入された場合でも、当該図書館に対し、これを閲覧に供する方法について、著作権又は著作者人格権等の侵害を伴う場合は格別、それ以外には、法律上何らかの具体的な請求ができる地位に立つまでの関係には至らないと解される。したがって、被上告人の図書館に収蔵され閲覧に供されている書籍の著作者は、被上告人に対し、その著作物が図書館に収蔵され閲覧に供されることにつき、何ら法的な権利利益を有するものではない。そうすると、本件廃棄によって上告人らの権利利益が侵害されたことを前提とする上告人らの主張は、採用することができない。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 図書館は、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」であり（図書館法2条1項）、「社会教育のための機関」であって（社会教育法9条1項）、国及び地方公共団体が国民の文化的教養を高め得るような環境を醸成するための施設として位置付けられている（同法3条1項、教育基本法7条2項参照）。公立図書館は、この目的を達成するために地方公共団体が設置した公の施設である（図書館法2条2項、地方自治法244条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律30条）。そして、図書館は、図書館奉仕（図書館サービス）のため、①図書館資料を収集して一般公衆の利用に供すること、②図書館資料の分類排列を適切にし、その目録を整備することなどに努めなければならないものとされ（図書館法3条）、特に、公立図書館については、その設置及び運営上の望ましい基準が文部科学大臣によって定められ、教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとされており（同法18条）、平成13年7月18日に文部科学大臣によって告示された「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示第132号）は、公立図書館の設置者に対し、同基準に基づき、図書館奉仕（図書館サービス）の実施に努めなければならないものとしている。同基準によれば、公立図書館は、図書館資料の収集、提供等につき、①住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分に配慮すること、②広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めること、③住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めることなどとされている。

公立図書館の上記のような役割、機能等に照らせば、公立図書館は、住民に対して思想、意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供してその教養を高めること等を目的とする公的な場ということが出来る。そして、公立図書館の図書館職員は、公立図書館が上記のような役割を果たせるように、独断的な評価や個人的な好みにとらわれることなく、公正に図書館資料を取り扱うべき職務上の義務を負うものというべきであり、閲覧に供されている図書について、独断的な評価や個人的な好みによってこれを廃棄することは、図書館職員としての基本的な職務上の義務に反するものといわなければならない。

(2) 他方、公立図書館が、上記のとおり、住民に図書館資料を提供するための公的な場であるということは、そこで閲覧に供された図書の著作者にとって、その思想、意見等を公衆に伝達する公的な場でもあるということができる。したがって、公立図書館の図書館職員が閲覧に供されている図書を著作者の思想や信条を理由とするなど不公正な取扱いによって廃棄することは、当該著作者が著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益を不当に損なうものといわなければならない。そして、著作者の思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることにもかんがみると、公立図書館において、その著作物が閲覧に供されている著作者が有する上記利益は、法的保護に値する人格的利益であると解するのが相当であり、公立図書館の図書館職員である公務員が、図書の廃棄について、基本的な職務上の義務に反し、著作者又は著作物に対する独断的な評価や個人的な好みによって不公正な取扱いをしたときは、当該図書の著作者の上記人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となるというべきである。

(3) 前記事実関係によれば、本件廃棄は、公立図書館である船橋市西図書館の本件司書が、上告人A会やその賛同者等及びその著書に対する否定的評価と反感から行ったものというのであるから、上告人らは、本件廃棄により、上記人格的利益を違法に侵害されたものというべきである。

5 したがって、これと異なる見解に立って、上告人らの被上告人に対する請求を棄却すべきものとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は、上記の趣旨をいうものとして理由があり、原判決のうち被上告人に関する部分は破棄を免れない。そして、本件については、更に審理を尽くさせる必要があるから、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 横尾和子 裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 泉 治 裁判官 島田仁郎 裁判官 才口千晴)

【資料12】●最高裁判所・判決文

平成17年07月14日 第一小法廷判決 平成16年（受）第930号 損害賠償請求事件

要旨：

公立図書館の職員が閲覧に供されている図書の廃棄について不公正な取扱いをした行為が当該図書の著作者の人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となるとされた事例

内容：

件名

損害賠償請求事件（最高裁判所 平成16年（受）第930号 平成17年07月14日 第一小法廷判決 破棄差戻し）

原審

東京高等裁判所（平成15年（ネ）第5110号）

主文

原判決のうち被上告人に関する部分を破棄する。

前項の部分につき、本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理由

上告代理人内田智ほかの上告受理申立て理由について

1 原審の確定した事実関係の概要等は、次のとおりである。

(1) 上告人A会（以下「上告人A会」という。）は、平成9年1月30日開催の設立総会を経て設立された権利能力なき社団であり、「新しい歴史・公民教科書およびその他の教科書の作成を企画・提案し、それらを児童・生徒の手に渡すことを目的とする」団体である。その余の上告人らは、上告人A会の役員又は賛同者である（ただし、上告人Bは、上告人A会の理事であった第1審原告Cの訴訟承継人である。以下、「上告人ら」というときは、上告人Bを除き、第1審原告Cを含むことがある。）。

(2) 被上告人は、船橋市図書館条例（昭和56年船橋市条例第22号）に基づき、船橋市中央図書館、船橋市東図書館、船橋市西図書館及び船橋市北図書館を設置し、その図書館資料の除籍基準として、船橋市図書館資料除籍基準（以下「本件除籍基準」という。）を定めていた。

本件除籍基準には、「除籍対象資料」として、「(1) 蔵書点検の結果、所在が不明となったもので、3年経過してもなお不明のもの。(2) 貸出資料のうち督促等の努力にもかかわらず、3年以上回収不能のもの。(3) 利用者が汚損・破損・紛失した資料で弁償の対象となったもの。(4) 不可抗力の災害・事故により失われたもの。(5) 汚損・破損が著しく、補修が不可能なもの。(6) 内容が古くなり、資料的価値のなくなったもの。(7) 利用が低下し、今後も利用される見込みがなく、資料的価値のなくなったもの。(8) 新版・改訂版の出版により、代替が必要なもの。(9) 雑誌は、図書館の定めた保存年限を経過したものも除籍の対象とする。」と定められていた。

(3) 平成13年8月10日から同月26日にかけて、当時船橋市西図書館に司書として勤務していた職員（以下「本件司書」という。）が、上告人A会やこれに賛同する者等及びその著書に対する否定的評価と反感から、その独断で、同図書館の蔵書のうち上告人らの執筆又は編集に係る書籍を含む合計107冊（この中には上告人A会の賛同者以外の著書も含まれている。）を、他の職員に指示して手元に集めた上、本件除籍基準に定められた「除籍対象資料」に該当しないにもかかわらず、コンピューターの蔵書リストから除籍する処理をして廃棄した（以下、これを「本件廃棄」という。）。

本件廃棄に係る図書の編著者別の冊数は、第1審判決別紙2「関連図書蔵書・除籍数一覧表」のとおりであり、このうち上告人らの執筆又は編集に係る書籍の内訳は、第1審判決別紙1「除籍図書目録」（ただし、番号20、21、24、26を除く。）のとおりである。

(4) 本件廃棄から約8か月後の平成14年4月12日付け産経新聞（全国版）において、平成13年8月ころ、船橋市西図書館に収蔵されていたDの著書44冊のうち43冊、Eの著書58冊のうち25冊が廃棄処分されていたなどと報道され、これをきっかけとして本件廃棄が発覚した。

(5) 本件司書は、平成14年5月10日、船橋市教育委員会委員長にあてて、本件廃棄は自分がした旨の上申書を提出し、同委員会は、同月29日、本件司書に対し6か月間減給10分の1とする懲戒処分を行った。

(6) 本件廃棄の対象となった図書のうち103冊は、同年7月4日までに本件司書を含む船橋市教育委員会生涯学習部の職員5名からの寄付という形で再び船橋市西図書館に収蔵された。残り4冊については、入手困難であったため、上記5名が、同一著者の執筆した書籍を代替図書として寄付し、同図書館に収蔵された。

2 本件は、上告人らが、本件廃棄によって著作者としての人格的利益等を侵害されて精神的苦痛を受けた旨主張